

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を再開いたします。

次に、7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼します。

7番、小川保です。

質問に先立ちまして、明日3月11日は4年前に発生いたしました東日本大震災のちょうど4年目となります。

明日全国の真言宗の若い僧侶たちが石巻に集結をして、大法要を営むということをお伺いしております。

遙か香川の地でありますけれども、ご一緒にご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて本日の質問は、1、丸尾町長就任2期目の施政方針について、2、教育委員会改革法の成立を受けて、以上、大枠で2点でございます。

まず1点目、「丸尾町長就任2期目の施政方針について」を質問致します。

先の2月初旬の選挙で、町長及び私共議員は町民の皆様から付託を頂き、今後の4年間の町政の舵取り役を担う事になりました。

丸尾町長の施政方針をお伺い、真に身の引き締まる思いを感じているところでございます。

さて、本定例議会の初日、平成27年3月6日金曜日に、丸尾町長から丁寧な施政方針が説明されました。

1時間以上に亘る熱の入った説明でございました。

私ども議員には予め其の原稿を頂いておりましたから、原稿を目で追いながら町長からの説明をしっかりと拝聴致しました。

ありがとうございました。

その内容の概略は、町政は今、非常に重要な時期である。

少子高齢化や大都市への人口集中によって地方の人口がどんどん減少し、自治体の消滅まで言われております。

地方が元気にならないと、日本の未来はない。

だから、多度津町を元気にする施策はこれなんだ。

実に19ページに及んだ内容であり、つまりはこの施政方針のことごとくが、多度津町を元気にする項目であるんだ、という緊張感を感じさせる方針説明でございました。

それら大事な項目を実施するには全職員が、ベテランも新人も中堅もこぞって意見を出し合い、提案をし合い、協力して事に当たる事が絶対条件であると私は思っております。

役場が元気でないと多度津町は元気になりません。

小さな自治体は勢い、予算規模が小さく、どうしても施設の維持管理費や社会保障的な、義務的経費に縛られ、自由な裁量で使える予算は限られておりますのが、実情でございます。

さて、ここで質問です。

この丸尾町長の施政方針に照らして、裏付けとなる予算がどのように配置されているのでしょうか。

これら施策を実施するに当たって、今議会に提案された平成27年度予算案は、厳しい財政状況の中でも、メリハリの有る予算書になっているのでしょうか。町長の施政方針の各項目に従って、どのように予算が計上されているのでしょうか。

ご説明頂き、その後、概略総括をお願い致します。

次に、町長はその施政方針の中で沢山の事をお話しされました。

1期目4年間の成果と反省を思いながら、沢山の施策をお話しされました。

町長1期目は、まだまだ緒に就いた処であり、2期目の様々な施策を現実のものとするためには、どうすれば良いのでしょうか。

手法は様々でしょうが、まずは役場が元気でなければいけません。

役場が元気であれば、多度津町は元気になります。

役所の全職員一人一人が、ベテランも新人も中堅も施政方針に従って、具体的なアイデアを出し合い、実施していく。

そんな環境造りが手法として重要であろうかと思えます。

施政方針に従って、踏み込んだ具体的内容を実施する。

勿論、個々の具体策はその都度、人員状態、財政状態などを勘案しながら進めて参らねばなりません。

が、しかし、今がチャンスです。

政府は地方創生を大きく掲げております。

昨年末、地方創生法が成立致しました。

それに伴って政府は地方創生総合戦略を発表致しました。

大方針を策定したに過ぎませんが、その内容は重要です。

今後、1年間かけて、地方自治体も地方版総合戦略を策定しなさい、といった事が書かれております。

地方に総合戦略策定の努力義務を課す法律になっているのですが、策定にあたっては、国は地方の後方支援もします。

例えば要請に応じて国は人を派遣することもあります。

財政的支援も行います。

特に注目は、地方の経済分析などのツールを提供する事など、それらのデータ

を有機的に使うと具体的なアイデアが出しやすいなど、各地域がそれぞれの特性を活かした自立的な、持続的な社会を創生する事のお手伝いもしましょうとしております。

敢えて言うならば、まさに地方の競争です。

アイデアのない自治体にはお金も出さないが、アイデアのある自治体にはお金も人も出しましょう。

そして、それらアイデアの多くは結果、今後の人口問題を解消出来る要素を備えている。

こう政府はサインを出している様に感じます。

今、どんなアイデアが生まれているのでしょうか。

多度津町はどんな提案、プレゼンをしたのでしょうか。

また、新しい年度にはどんなアイデアが出てくるのでしょうか。

どんな方法で若手中堅層を活性化しようとしているのでしょうか。

その一端でもお聞かせ下さい。

さて、2点目「教育委員会改革法の成立を受けて」を質問致します。

丸尾町長の施政方針の「豊かな心を育てる教育と文化の創出」の中で、この説明がありました。

「本年度は、地方教育制度の改革により、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることとなり、教育委員会制度が大きく変容する年です。本町に於いても、総合教育会議を設置するなど、新体制への準備を進めていく中で、豊かな心を育てる教育と文化の創出に努めてまいります。」

多度津町は新体制にいつ移行するのかな。

総合教育会議は平成27年度のいつ頃に設置をするのかな。

こんな事を考えておりますと、あの悲惨な事件がテレビに流されました。

川崎市の中予1年生（13歳）が殺された事件です。

18歳の少年が犯人のようだ。

この残酷さは、この凄惨さは一体何なんだろうか。

若いこの子たちは何をしたかったのだろうか。

どこへ行くつもりだったのだろうか。

なぜ殺されなければ。

子供達のシグナルが大人達には届かなかったのか。

防ぐ方法はなかったのか。

我が町、多度津では、多度津中学校にはこのような危うい兆候はないのか。

大丈夫だろうか。

長期の不登校生徒が事件に巻き込まれる兆候はないのだろうか。

素早く、学校教育関係者は調査に掛ったのだろうか。

対処に取り掛かったのだろうか。

さて今回の、この教育委員会制度の改革は子供達の為に、将来の日本の為に必要な制度なのでしょう。

まずは、この制度の運用の指針はどうか。

また、この委員会の人事案件では、町長が議会に提案し、議会の承認が絶対条件でしょう。

そうであるならば、町長だけでなく議会の責任も重大なのではないでしょうか。

丸尾町長の、前半部分に、「本年度は日本の国の地方教育制度が改革されます。教育委員会制度が大きく変容する年です。」と書いています。

では、多度津町は、後半部分に触れております。

「本町に於いても、総合教育会議を設置するなど、新体制への準備を進めていく中で、豊かな心を育てる教育と文化の創出に努めてまいります。」

「準備を進めていく中で」と書いております。

本町はいつ移行するのでしょうか。

何気なく通り過ぎてしまう表現でしたので、ちょっと不明確であったかなと思います。

そこで質問致します。

この制度の枠組み仕組みなどを、文科省から出されている概要、ならびに運用指針などによってご教示下さい。

また、多度津町の移行、実施、運用計画などの概要を合わせてご教示下さい。

以上、大枠で2点質問致しました。

宜しくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問のうち、「就任2期目の施政方針について」のなかで、「地方総合戦略策定について」お答えをしております。

国も地方創生を重点施策とし、地方に対して創生総合戦略を作成するよう指示がありました。

我が町の場合、歴史・文化・伝統を基盤にこれから策定しております。

多度津町発展のコンセプトは鉄道、古民家、港です。

JR駅周辺の活性化、古民家再生プロジェクト等を行政だけではなく民間と連携して実施していくことが重要だと考えております。

また、小川議員ご指摘のように町職員の活性化も必要だと考えています。

職員の皆さんが地方公務員としての見識を高め、町民の幸せの向上を常に考え、住民サービスの向上につとめること。

住民目線で気遣いや思いやりをもって接し町民皆様との間で信頼関係を築いていくということを願っております。

そして、日々の職務の中で英知を結集して創意、工夫、アイデアを出し、失敗を恐れず勇気をもってチャレンジしてほしい。

職員全員が多度津を良くしようという情熱をもってほしい。

英知と勇気と情熱が必須だと申し上げているところです。

また、人口減少対策は大きな課題です。

多度津町の子ども達は、就学や就職で一時は多度津を離れても、いずれ帰って来て自分の子供たちや親御さんと一緒に暮らしてほしい。

そのために今、やらなければならないのは、雇用の創出、結婚機会を設けること、そして子育て支援を充実させることだと思っておりますが、そのための具体的な施策も創生総合戦略のなかに織り込んでいきたいと考えております。

総合戦略は平成27年度末までに策定することになってはいますが、これから多度津町の将来を見据えて、町全体で考えて策定してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問につきましては、各担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いを致します。

総務課長（石原 光弘）

小川議員ご質問の1点目、施政方針に照らした予算についてお答えいたします。

まず、重点施策に関してですが、「元気なまち多度津町の創生」では、3月補正予算で企画費、8,800万円を計上いたしております。

全額繰越しまして、27年度事業として行って参ります。

次に「住民参画・住民協働のまちづくり」では、総合計画策定委託料として、550万円を計上しております。

次に、「災害に強い安全・安心なまちづくり」では、防災行政無線システム整備事業費を、昨年12月議会で補正予算2億6,000万円を計上し、繰越し事業として取り組みます。

次に、「町おこし等観光行政の推進」では、駅跨線橋の実施設計費1,600万円を計上しております。

また、瀬戸内芸術祭関係で425万円を計上しました。

次に、「教育環境の充実」では、白方小学校改築実施設計費1,100万円、豊原小、白方小体育館改修で9,720万円、豊原幼稚園トイレ改修、4幼稚園遊戯室エアコン設置で、5,926万円を計上しました。

次に、「福祉の推進」では、人間ドック受信者を350人から600人に枠を拡大することによる予算を増額しております。

次に、新年度予算について、施政方針の各項目に従ってどの項目に重点予算

が計上されているかのことですが、事業推進にあたっては、予算が部門に分かれているものもあり、施政方針に照らしての説明は難しいので、款ごとの方針を説明させていただきます。

平成27年度当初予算は、昨年10月、各課に「平成27年度予算編成方針」を通知し、町税の減収等が見込まれる厳しい財政状況に対応しながら、町民の方々が望み、生活が豊かになる事業を考え、選択と集中を念頭に予算編成を行いました。

その結果、一般会計予算は、前年度と比較して9億9,000万円減の86億7,000万円を計上させていただきました。

次に、款ごとでございますが、

総務費では、平成26年度に引き続き、「第6次多度津町総合計画」に係る経費を計上し、多度津町が目指す姿を表した計画を作成することとしております。また、今後の学校教育施設等の公有財産の老朽化による維持修繕費の増加を見越し、その財源となる「学校教育施設等整備基金」を新設し、その基金への積み立てを図るなど、今後の財源不足を見越した事業も考慮しております。さらに、例年通り、住民の方々への行政サービスが低下することがないように、予算計上いたしました。

民生費では、町民の皆さんに活用していただいております、総合福祉センター、健康センターの老朽化に伴う改良工事を実施いたします。

また、従来行っております各種福祉サービスの質を維持するために、予算計上いたしました。

衛生費では、住民の健康を守り、さらなる健康増進を図るために、様々な検診を受診し易くするための予算措置や、人間ドックの受診定員の増加を図るなどしております。

また、収集の効率化や利便性を図る事業を行うなど、生活環境の向上に繋がる予算を計上しました。

農林水産業費では、農業の振興を図る様々な事業に対する予算配分に注意し、また、水産業に対しましても、町の特性を生かした事業に対する予算を計上しました。

土木費では、老朽化した道路舗装の改良や排水路の改修、利便性向上に繋がる道路の新設、急傾斜地の崩壊対策事業など、住民の生活を守り、都市基盤環境の向上に資する事業を中心に予算計上しました。

教育費では、平成26年度に引き続き、多度津中学校の改築事業を継続し、平成27年度は、グラウンド整備事業等を中心に実施いたします。

また、各幼稚園の遊戯室エアコン設置、豊原小学校、白方小学校の体育館の天井部分の耐震工事、豊原幼稚園のトイレを含む大規模改良など、学校等で

の、子どもの安全と安心を守る事業に注力した予算を計上するほか、子どもたちの心と体の発達を促進するソフト事業や、社会教育の充実にも注意した予算を計上しました。

最後に予算編成の総括でございますが、歳入では、景気回復が地方にはまだ現れていない状況で、税収の伸びも期待できません。

歳出では、昨年度から実施した中学校卒業までの医療費無料化のほか、各種単独の施策においても一般財源の持出しが増加傾向にあります。

この状況を十分理解して予算編成に努めました。

しかし、議員もご存知のとおり、国においては景気対策、地方創生、防災対策等で次々と補正予算が可決されております。

町としてはその動向を注視し、多額の経費が必要なもの等は、その予算を活用し、無理をしてでも取り組んでいかなければならない時期であるのではないかと考えております。

提案説明でも申しましたが、平成26年度末の起債残高は、約108億円、平成27年度末では、約114億円が予想されます。

多度津中学校、消防庁舎を建設したことで、止む終えないことではあります。今後、白方小学校改築、跨線橋、防災行政無線の大型事業が控えている以外に、公共施設の老朽化等の対策もあり事業費が必要となって参ります。

財政調整基金も予算どおり取り崩せば、平成27年度末では10億円を下回ることとなりますので、今後は、十分注意して各種施策の予算配分をしていかなければならないと考えております。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが小川議員への答弁といたします。

教育課長（岡 敦憲）

小川議員のご質問のうち教育委員会改革法の成立に受けてについてのご質問についてお答えいたします。

先程町長が渡邊議員の答弁の中で、文科省の出されておる概要並びに運用指針については大枠説明がありました。

つきましては補足しながら本町の概要を中心に答弁させていただきます。

本制度は、本年4月1日より施行されます。

そのポイントは4点あり、まず第1点、「教育行政の責任の明確化」であります。改正された法律では、教育長を「首長が任命」することとされております。

本町で言いますと、町長が任命します。

今までは議会の同意を得て、町長が教育委員を任命し、教育委員の互選により教育長として任命しておりましたが、今回の改正で、議会の同意を得て、直接、町長が教育長を任命することとし、町長の任命責任が明確化されました。

これをもって、従来の教育委員長は廃止され、これまでの教育委員長と教育長が一体化された新教育長が新設されることとなります。

これにより、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、迅速な課題への対応が期待されております。

なお、文部科学省局長通知により、新教育長制度につきましては、現行法の下で任命された旧教育長は、施行の日以降であっても、委員としての任期が満了する日までの間は、在職することができるようになっております。

つまり多度津町では、現教育長は、昨年12月議会で教育委員に承認され、教育委員の互選により教育長に任命されました。

任期は4年、平成30年12月までとなっております。

教育委員会の代表である教育委員長も同じく昨年12月に教育委員長として任命されたところであります。

教育委員長の任期は1年です。

毎年、協議の上、任命されることとなっております。

なお、新教育長の任期は、3年となっております。

本町の移行実施計画は、とのご質問ですが、現在中学校の改築、白方小学校の普通教室棟の改築、4小学校体育館の非構造部材天井の撤去など課題を山積していることもあり、この4月での移行は考えておりませんが、喫緊の課題として、教育行政が滞ることなく進めてまいりたいと考えております。

2点目は、「教育長へのチェック機能の強化」であります。

具体的には、教育長がその事務の管理・執行状況を教育委員に報告することが義務化されたり、教育委員の定数、1/3以上、多度津では、定員が5名ですので2名以上の教育委員からの会議の招集の請求に応えなければならないなど、教育委員によるチェック機能が強化されました。

加えて、原則として会議の議事録を作成・公表することが義務付けられることなど、会議の透明化が更に図られることとなりました。

本町では、現在、教育委員の会を8月を除き、毎月1回、定期的に開催しております。

この会は、本町の教育方針についての協議・決定、規則や規程などの制定・改正、幼稚園・小学校・中学校や育成センター等であった事案の報告、要保護・準要保護児童の認定、教育委員会への後援申請、などについて審議や報告を行っております。

現在は、教育委員長が召集し議長として進行しておりますが、新制度では教育長が司ることになります。

なお教育委員の会は、新制度に移行後も継続いたします。

3点目は、「総合教育会議の設置」であります。

町長と教育委員が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題、有るべき姿を共有して、よりいっそう民意を反映した教育行政を図るため、両者が対等に協議・調整を行うものとして町長が招集する「総合教育会議」という「場」が設置されました。

ここでは、大綱（教育の目標や根本的な方針）の策定や教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置などを検討することとされ、原則として、公開して透明性を確保するとともに、民意を反映した町長と教育行政を執行する教育委員会の連携が図られることとなっております。

また、総合教育会議では、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の高い事項については、協議題とするべきではないとされております。

また、総合教育会議での協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じて、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たせることは重要であるともされております。

この「総合教育会議」は、先程も述べましたように町長が召集することとなりますので、教育委員会と町長部局との連携も密にならなければなりません。会議での協議、調整事項の最終的な執行権限は教育委員会に留保されていることから、協議の結果、まずは教育行政に携わっておる部局、つまり教育課が当分の間、事務局とすることにしました。

最後に「教育大綱の作成」であります。

大綱とは、先ほども述べましたように、教育の目標や施策の根本的な方針のことで、総合教育会議において町長と教育委員が協議の上、町長が策定するものとされております。

これにより地域住民の民意の反映と各自治体における教育施策の総合的な推進が図られると期待されておるところであります。

なお、「総合教育会議」は、新教育委員会制度への移行の有無に関わらず、平成27年度つまりこの4月から施行されます。

「教育大綱」の作成に関しましては、協議を進めてまいります。

今後とも、教育委員会では、町長との連携を密にしながら、教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をこれまで以上に賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、小川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

特に教育課の岡課長には丁寧にご説明ご答弁頂きましてありがとうございます。

ただ私が質問申し上げたことについての詳細な部分が少しいただけてないように思いますので、ここで再質問をさせていただきます。

まず、教育委員会の中の新教育制度ですね、この中において26年12月に山本恵美子委員長任命されました。

この任期は1年ということですので、今回の新しい制度において27年12月で任期満了になるということですから、もしやその時点で山本委員長は委員長としての職を辞すると、任期満了となるということの確認でよろしいかどうかということですか。

それから新教育長ですね、これは昨年の12月に任命されておりますので4年間の任期ということですか。

ただそう言いながら山本委員長がもしや12月に任期満了となるのであれば、その時において新教育長となられるのかどうか、その時期の確認ですね、これももし方針が決まっておりますならばお答えを願いたいと思います。

それからもう1点ですね、総合教育会議、これが法律ではこの4月から開始されるということですので、どれくらいの頻度で開催される予定なのか、もちろんこれは町長の招集ということですから、おそらく議長は町長がなられるのかなと想像いたしますけれども、教育については再質問としておねがいたします。

それから予算の関係ですが、先程石原課長の方から一般会計における歳計の残高がおそらくは114億ほどになるかというご答弁でございましたけれども、その他に土地開発公社の借金ですね、それから上下水道関係の企業債、こういったものもあろうかと思えます。

この一覧表を後日で結構ですけれども、私共議員に提出をいただければと思います。

以上3点についてお願い致します。

教育課長（岡 敦憲）

小川議員の再質問の1点目、現委員長の任期ですが、仰られる通り今年12月が委員長としての任期で、今現状の任期は満了いたします。

2点目、新教育長の時期ということですが、先程も述べましたように現教育長が平成30年の12月までの任期となっております。

この間に関しましては、先程も申しましたように、今の制度も生きておることになりますので、新教育長になるのが今年の12月かと言われますと、そうではありません。

ただし、町長との話、教育委員との話の中でどう話が進んでいくかと。
ただ先程町長も渡邊議員の中で述べましたように、現在の教育委員会が行なっている施策等については、今の現有のとおりでいくということでありますので、
うちの教育委員会の中で大きな変革は今のところはないのかなと思っております。

続きまして総合教育会議の回数ですが、町長とも話して、年に1回じゃ駄目だろうということで、出来れば3カ月若しくは4カ月に1回は必ずこういった会を開きましようかと、ただし今も言っておる大綱ですね、これを喫緊に作成するという部分の中では今年度に関しましては若干回数は多くなるのかなと考えております。

国の方針の中では、年に何回開きなさいよといったことは明記されておりませんが、町長の意向として年に1回は駄目ですよと、3、4カ月に最低1回はというような話は出ております。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

小川議員さんの再質問で、土地開発公社の件につきまして、議員さんのご理解をいただきまして順調に買い戻しが出来ております。

また水道事業の企業債についてもご要望にお応えして、この議会中には一覧表にしてお渡しいたします。

以上でよろしくお願ひ致します。

議長（志村 忠昭）

以上、小川議員の再質問に対する答弁がありました。小川議員、再々質問ありますか。

議員（小川 保）

以上です。ありがとうございました。